

【高槻市】提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント等）

No.	書類名	複写	注意事項				
1	入札参加資格承認申請書	不可	本市と契約する受任所を設ける場合、受任所欄もあわせて記入してください。 代表者の印鑑は実印を、使用印鑑は入札・契約等に使用する印鑑を押印してください。				
2	営業所一覧表	可	全ての営業所を記入してください。				
3	委任状	不可	契約等の権限を受任者に委任する場合、提出してください。※委任状の様式はありません 入札参加資格承認申請書に押印した実印と受任者印を押印してください。				
4	納税証明書	可					
	国税の納税証明書		<table><tr><td>法人の場合</td><td>納税証明書（その3の3）（法人税及び消費税）</td></tr><tr><td>個人の場合</td><td>納税証明書（その3の2）（所得税及び消費税）</td></tr></table> ★上記いずれの場合も、令和7年3月23日以降に発行されたもの。 問合せ先：最寄りの税務署 〔参考〕茨木税務署 茨木市上中条1-9-21 ℡072-623-1131（自動音声案内）	法人の場合	納税証明書（その3の3）（法人税及び消費税）	個人の場合	納税証明書（その3の2）（所得税及び消費税）
法人の場合	納税証明書（その3の3）（法人税及び消費税）						
個人の場合	納税証明書（その3の2）（所得税及び消費税）						
	市税の完納証明書 (市内業者のみ必要)		<table><tr><td>法人の場合</td><td>完納証明書（法人市民税、固定資産税等 課税されている全ての税目）</td></tr><tr><td>個人の場合</td><td>完納証明書（市府民税、固定資産税等 課税されている全ての税目）</td></tr></table> ★上記いずれの場合も、令和7年1月6日以降に発行されたもの。 問い合わせ先：高槻市 税制課 総合センター 1階23番窓口 ℡072-674-7824 <市税の完納証明書を申請する場合は、次のことに注意してください> ・窓口に来られる方の「本人であることを確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）」が必要です。 ・法人の場合、完納証明書の請求には法人の印が必要です。 ・代理人が申請する場合、委任状と代理人の本人確認のできるものが必要です。 ・市税納付後すぐに証明書を請求される場合、金融機関等の領収印のある領収証書を、口座振替をご利用の方は引き落としされたことが確認できる預金通帳等をご提示ください。 ・新規に高槻市内に本店、支店等を開設した法人で、高槻市税の納税義務が未だ発生していない法人が証明書を申請する場合は、高槻市税制課に受理された「法人等設立開設申告書（控用）」をご提示ください。 ・納税すべき高槻市税の額がない個人の場合、完納証明書のかわりに個人市府民税非課税証明書を取得し添付していただく場合があります。	法人の場合	完納証明書（法人市民税、固定資産税等 課税されている全ての税目）	個人の場合	完納証明書（市府民税、固定資産税等 課税されている全ての税目）
法人の場合	完納証明書（法人市民税、固定資産税等 課税されている全ての税目）						
個人の場合	完納証明書（市府民税、固定資産税等 課税されている全ての税目）						
5	財務諸表 (直前2年間分)	可	希望業務の直前2年分の現況報告書を提出する場合、省略することができます。 提出できない書類がある場合、理由書を作成し、提出すること。 <table><tr><td>法人の場合</td><td>・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書</td></tr><tr><td>個人の場合</td><td>・所得税の確定申告書 ※税務署で受付済であることがわかるもの ・決算書（「貸借対照表」及び「損益計算書」、または「収支内訳書」）</td></tr></table>	法人の場合	・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	個人の場合	・所得税の確定申告書 ※税務署で受付済であることがわかるもの ・決算書（「貸借対照表」及び「損益計算書」、または「収支内訳書」）
法人の場合	・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書						
個人の場合	・所得税の確定申告書 ※税務署で受付済であることがわかるもの ・決算書（「貸借対照表」及び「損益計算書」、または「収支内訳書」）						
6	登記簿謄本 (法人のみ必要)	可	★令和7年3月23日以降の発行のもの。				
7	代表者の身分証明書 (個人事業者のみ必要)	可	本籍地の市区町村が発行する身分証明書を提出してください。 ★令和7年3月23日以降の発行のもの。				
8	成年後見の登記されていない ことの証明書 (個人事業者のみ必要)	可	詳細は、最寄りの法務局にお問い合わせ、または法務省ホームページをご確認ください。 〔参考〕大阪法務局本局 成年後見登記証明書発行窓口 戸籍課 ℡06-6942-9459（直通） 〔郵送で請求する場合〕東京法務局後見登録課 ℡03-5213-1360（直通） ★令和7年3月23日以降に発行されたもの。				
9	印鑑証明書 (法人のみ必要)	可	印影が鮮明なものに限ります。ただし、拡大・縮小は不可。 ★令和7年3月23日以降の発行のもの。				
10	印鑑登録証明書 (個人事業者のみ必要)	可	印影が鮮明なものに限ります。ただし、拡大・縮小は不可。 ★令和7年3月23日以降の発行のもの。				
11	暴力団排除に関する誓約書	可	本店の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入してください。				

※「2 営業所一覧表」の書類については、高槻市の様式で求めている事項がすべて記載され、かつ高槻市で判読できない記号・コード等が使用されていない場合に限り、高槻市の様式以外による代用が可能です。